

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
15	母子保健関係事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

三種町は、母子保健関係事務に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	—
------	---

評価実施機関名

三種町長

公表日

令和4年9月21日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	母子保健関係事務
②事務の概要	母子保健法の規定に則り 健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、養育医療の給付を行う。 ・特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①妊娠の届出、母子健康手帳の交付に関する事務 ②情報提供ネットワークシステムへの妊娠届データ提供 ③養育医療の給付に関する事務
③システムの名称	健康管理システム(母子保健)、中間サーバーコネクタ、電子申請システム
2. 特定個人情報ファイル名	
母子保健ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表の70項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 95及び96の項 【情報提供の根拠】 番号法第19条の8号に基づく主務省令第2条の表 42、48、71、80、95、112、125の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康推進課
②所属長の役職名	健康推進課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	三種町総務課 情報公開・個人情報保護担当 018-2401 秋田県山本郡三種町鵜川字岩谷子8 問い合わせ先電話番号 0185-85-2111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	三種町総務課 情報公開・個人情報保護担当 018-2401 秋田県山本郡三種町鵜川字岩谷子8 問い合わせ先電話番号 0185-85-2111
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年2月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年2月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
		[] 人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	・申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行っている。 ・複数人での確認により記録を残している。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 9) 従業者に対する教育・啓発 ☐	
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	・事務取扱者の適切な監督を行っている。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年12月26日	システムの名称	健康管理システム(母子保健)、中間サーバーコネクタ、住登外宛名システム	健康管理システム(母子保健)、中間サーバーコネクタ、住登外宛名システム、電子申請システム	事前	
令和1年6月27日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	健康推進課長 佐々木 里史	健康推進課長 佐々木 恭一	事後	
令和3年9月22日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条7号、別表第二 70の項並びに母子保健法施行規則第9条	番号法第19条8号、別表第二 70の項並びに母子保健法施行規則第9条	事後	番号法の改正に伴う変更
令和3年9月22日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	健康推進課長 佐々木 恭一	健康推進課長	事後	様式変更に伴う変更
令和7年2月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	母子保健法の規定に則り 母子健診情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の処理を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①母子保健法による健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付に関する事務 ②情報提供ネットワークシステムへの妊娠届データ提供	母子保健法の規定に則り 健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、養育医療の給付を行う。 ・特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①妊娠の届出、母子健康手帳の交付に関する事務 ②情報提供ネットワークシステムへの妊娠届データ提供 ③養育医療の給付に関する事務	事後	様式改正による
令和7年2月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	健康管理システム(母子保健)、中間サーバーコネクタ、住登外宛名システム、電子申請システム	健康管理システム(母子保健)、中間サーバーコネクタ、電子申請システム	事後	様式改正による
令和7年2月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一 第49項並びに母子保健法第10条	番号法第9条第1項、別表の70項	事後	様式改正による

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年2月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条8号、別表第二 70の項 並びに母子保健法施行規則第9条	【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 95及び96の項 【情報提供の根拠】 番号法第19条の8号に基づく主務省令第2条の表 42、48、71、80、95、112、125の項	事後	様式改正による
令和7年2月1日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年9月1日 時点	令和7年2月1日 時点	事後	様式改正による
令和7年2月1日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年9月1日 時点	令和7年2月1日 時点	事後	様式改正による
令和7年2月1日	IVリスク対策 8. 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスク への対策を十分か		十分である	事後	様式改正による
令和7年2月1日	IVリスク対策 8. 人手を介在させる作業 判断の根拠		・申請者からマイナンバーの提供を受け、その 上で記載されたマイナンバーの真正性確認を 行っている。 ・複数人での確認により記録を残している。	事後	様式改正による
令和7年2月1日	IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考え られる対策 最も優先度が高いと考えられ る対策		9) 従業者に対する教育・啓発	事後	様式改正による
令和7年2月1日	IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考え られる対策 当該対策は十分か【再掲】		十分である	事後	様式改正による
令和7年2月1日	IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考え られる対策 当該対策は十分か【再掲】 判断の根拠		・事務取扱者の適切な監督を行っている。	事後	様式改正による